

# 入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果について

平成27年7月28日  
国土交通省  
総務省  
財務省

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「入札契約適正化法」という。)に基づき、公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況について、毎年度1回調査しています。また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」についての取組状況を合わせて調査しています。

本日、平成26年度に実施した調査の結果並びに入札契約適正化法の対象である国、特殊法人等及び地方公共団体ごとの実施状況及び今後の取組方針を取りまとめ、公表しましたので、お知らせいたします。

別紙1:実施状況調査の集計結果

別紙2:入札契約適正化法対象の各団体の入札契約制度の現状について

※本紙における集計結果の割合については、端数処理の関係上、合計値が100%にならない場合があります。

(調査対象機関)

- ・国 19機関
- 特殊法人等 125法人
- 地方公共団体 47都道府県  
20指定都市  
1,722市区町村

(調査対象時点)

- ・平成26年4月1日現在

(調査結果の概要) ※詳細については、別添参照。

◆国及び特殊法人等について

<一般競争入札の導入について>

- ・平成18年度よりすべての機関で導入済み。

<総合評価方式の導入について>

- ・国においては、前回調査時(平成25年9月1日時。以下同じ。)と同様に17機関(89.5%)で導入済み。特殊法人等においては、119機関(95.2%)で導入済み(※減少した1機関は解散した独立行政法人日本万国博覧会記念機構)。

<低入札価格調査基準価格の算定式について>

- ・平成25年5月中央公契連モデルを採用又は同モデルに準拠している機関は、国においては、16機関(84.2%)、特殊法人等においては、93機関(74.4%)となっている。

◆地方公共団体について

<一般競争入札の導入について>

・都道府県及び指定都市においては、すべての団体で導入済み。市区町村においては、1,239団体(72.0%)から1,252団体(72.7%)に増加。

<総合評価方式の導入について>

・都道府県及び指定都市においては、すべての団体で導入済み。市区町村においては、1,085団体(63.0%)から1,089団体(63.2%)に増加。

<ダンピング対策について>

・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度については、都道府県及び指定都市においては、すべての団体がいずれかの制度を導入済み。市区町村においては、いずれかの制度を導入している団体が1,515団体(88.0%)から1,522団体(88.4%)に増加。

<予定価格等の公表時期について>

・予定価格等の事後公表(事前公表又は非公表との併用を含む。)を行っている団体は、都道府県においては31団体(66.0%)、指定都市においては16団体(80.0%)で増減なし。市区町村においては800団体(46.5%)から814団体(47.3%)に増加。

<低入札価格調査基準価格の公表時期について>

・低入札価格調査制度を導入している団体のうち、低入札価格調査基準価格の事後公表(事前公表又は非公表との併用を含む。)を行っている団体は、都道府県においては40団体(85.1%)、指定都市においては19団体(95.0%)で増減なし。市区町村においては351団体(57.4%)から354団体(57.6%)に増加。

<最低制限価格の公表時期について>

・最低制限価格制度を導入している団体のうち、最低制限価格の事後公表(事前公表又は非公表との併用を含む。)を行っている団体は、都道府県においては35団体(81.4%)から37団体(84.1%)に増加。指定都市においては19団体(95.0%)で増減なし。市区町村においては750団体(54.5%)から771団体(55.5%)に増加。

## 1. 国及び特殊法人等の取組状況について

## (1) 一般競争入札の導入状況

国及び特殊法人等においては、平成18年度よりすべての機関において一般競争入札を導入しています。

また、一般競争入札において、地域要件採用している機関のうち、国では66.7%、特殊法人等では93.2%が運用方針を設定しています。

## ① 一般競争入札の導入について

	本格導入		試行導入		未導入	
	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1
国	19 100.0%	19 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
特殊法人等	126 100.0%	125 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

## ② 一般競争入札において地域要件を設定している場合の運用方針について

	運用方針を定めている				運用方針を定めていない	
	公表している		非公表		H25. 9. 1	H26. 4. 1
	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1		
国	3 33.3%	4 44.4%	3 33.3%	2 22.2%	3 33.3%	3 33.3%
特殊法人等	97 82.9%	97 82.9%	12 10.3%	12 10.3%	8 6.8%	8 6.8%

※ 地域要件を採用していない発注機関を除く。

## (2) 総合評価方式の導入状況

国においては、前回調査時と同様に17機関(89.5%)で導入しています。特殊法人等においては、119機関(95.2%)で導入しています(※減少した1機関は解散した独立行政法人日本万国博覧会記念機構)。

	本格導入		年度内本格導入		試行導入		年度内試行導入		未導入(年度内導入予定なし)	
	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1
国	15 78.9%	15 78.9%	0 0.0%	0 0.0%	2 10.5%	2 10.5%	0 0.0%	0 0.0%	2 10.5%	2 10.5%
特殊法人等	116 92.1%	115 92.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 3.2%	4 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	6 4.8%	6 4.8%

(3) 低入札価格調査基準価格の算定式について

平成25年5月に改正された中央公契連モデルを採用又は同モデルに準拠している機関は、国では84.2%、特殊法人等では、74.4%となっています。

	独自モデルを採用				独自モデルを採用 平成21年4月中央公契連モデル水準より低い		平成25年5月中央公契連モデルを採用		平成25年5月中央公契連モデルに準拠	
	平成21年4月中央公契連モデル水準と同等以上		うち平成25年中央公契連モデル以上の水準		うち平成25年中央公契連モデル未満の水準		H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1
国	1 5.3%	1 5.3%	1 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	15 78.9%	15 78.9%	1 5.3%	1 5.3%
特殊法人等	1 0.8%	1 0.8%	0 0.0%	1 0.8%	1 0.8%	1 0.8%	90 72.0%	93 74.4%	1 0.8%	0 0.0%

	平成23年4月中央公契連モデルを採用		平成23年4月中央公契連モデルに準拠		平成21年4月中央公契連モデルを採用		平成21年4月中央公契連モデルに準拠	
	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1
国	1 5.3%	1 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.3%	1 5.3%	0 0.0%	0 0.0%
特殊法人等	26 20.8%	24 19.2%	1 0.8%	1 0.8%	1 0.8%	1 0.8%	0 0.0%	0 0.0%

	平成20年6月中央公契連モデルを採用		平成20年6月中央公契連モデルに準拠		昭和61年6月中央公契連モデルを採用		昭和61年6月中央公契連モデルに準拠		算定式は非公表	
	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1
国	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
特殊法人等	1 0.8%	1 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.6%	2 1.6%	0 0.0%	0 0.0%

## 2. 地方公共団体の取組状況について

### (1) 一般競争入札の導入状況

都道府県及び指定都市においては、すべての団体において一般競争入札を導入しています。

また、市区町村においては、一般競争入札の導入率が前回調査時の72.0%から今回72.7%に増加しています。

一般競争入札において、地域要件を採用している団体のうち、都道府県においてはすべての団体で運用方針を設定しています。また、指定都市においては90.0%が、市区町村においては53.8%が運用方針を設定しています。

#### ① 一般競争入札の導入について

	本格導入		試行導入		未導入	
	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1
都道府県	47 100.0%	47 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	20 100.0%	20 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	1040 60.4%	1053 61.1%	199 11.6%	199 11.6%	483 28.0%	470 27.3%
計	1107 61.9%	1120 62.6%	199 11.1%	199 11.1%	483 27.0%	470 26.3%

#### ② 一般競争入札において地域要件を設定している場合の運用方針について

	運用方針を定めている				運用方針を定めていない	
	公表している		非公表		H25.9.1	H26.4.1
	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1		
都道府県	27 58.7%	27 58.7%	19 41.3%	19 41.3%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	13 65.0%	13 65.0%	5 25.0%	5 25.0%	2 10.0%	2 10.0%
市区町村	360 32.9%	368 33.2%	227 20.7%	228 20.6%	507 46.3%	511 46.2%
計	400 34.5%	408 34.8%	251 21.6%	252 21.5%	509 43.9%	513 43.7%

※ 一般競争入札を行っていない発注機関及び地域要件を採用していない発注機関を除く。

## (2) 総合評価方式の導入状況

都道府県及び指定都市においては、すべての団体において総合評価方式(試行を含む。以下同じ。)を導入しています。

また、市区町村においては、総合評価方式の導入率が前回調査時の63.0%から今回63.2%に増加しています。

	本格導入		年度内本格導入		試行導入		年度内試行導入		未導入(年度内導入予定なし)	
	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1
都道府県	32 68.1%	32 68.1%	0 0.0%	0 0.0%	15 31.9%	15 31.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	11 55.0%	12 60.0%	1 5.0%	0 0.0%	8 40.0%	8 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	212 12.3%	226 13.1%	14 0.8%	6 0.3%	847 49.2%	849 49.3%	12 0.7%	8 0.5%	637 37.0%	633 36.8%
計	255 14.3%	270 15.1%	15 0.8%	6 0.3%	870 48.6%	872 48.7%	12 0.7%	8 0.4%	637 35.6%	633 35.4%

## (3) 低入札価格調査制度、最低制限価格制度のダンピング対策について

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度については、すべての都道府県及び指定都市においていずれかの制度を導入しています。

また、市区町村におけるいずれかの制度を導入している団体の割合は、前回調査時の88.0%から今回88.4%に増加しました。

	低入札価格調査制度のみ導入		低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用		最低制限価格制度のみ導入		いずれの制度も導入していない	
	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1
都道府県	4 8.5%	3 6.4%	43 91.5%	44 93.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	20 100.0%	20 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	140 8.1%	132 7.7%	471 27.4%	483 28.0%	904 52.5%	907 52.7%	207 12.0%	200 11.6%
計	144 8.0%	135 7.5%	534 29.8%	547 30.6%	904 50.5%	907 50.7%	207 11.6%	200 11.2%

(3)－2低入札価格調査基準価格の算定式について

	独自モデルを採用 平成21年4月中央公 契連モデル水準と 同等以上				独自モデルを採用 平成21年4月中央 公契連モデル水準 より低い		平成25年5月中央公 契連モデルを採用		平成25年5月中央公 契連モデルに準拠	
	H25. 9. 1	H26. 4. 1	うち平成 25年中央 公契連モ デル以上 の水準	うち平成 25年中央 公契連モ デル未満 の水準	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1
都道府県	16 34.0%	17 36.2%	17 36.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	20 42.6%	22 46.8%	7 14.9%	6 12.8%
指定都市	3 15.0%	3 15.0%	2 10.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 50.0%	11 55.0%	5 25.0%	5 25.0%
市区町村	62 10.1%	73 11.9%	36 5.9%	37 6.0%	44 7.2%	43 7.0%	144 23.6%	195 31.7%	25 4.1%	42 6.8%
計	81 11.9%	93 13.6%	55 8.1%	38 5.6%	44 6.5%	43 6.3%	174 25.7%	228 33.4%	37 5.5%	53 7.8%

	平成23年4月中央公 契連モデルを採用		平成23年4月中央公 契連モデルに準拠		平成21年4月中央公 契連モデルを採用		平成21年4月中央公 契連モデルに準拠	
	H25. 9. 1	H26. 4. 1						
都道府県	3 6.4%	1 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	1 5.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%
市区町村	91 14.9%	52 8.5%	21 3.4%	14 2.3%	57 9.3%	47 7.6%	14 2.3%	12 2.0%
計	94 13.9%	53 7.8%	22 3.2%	15 2.2%	57 8.4%	47 6.9%	15 2.2%	12 1.8%

	平成20年6月中央公 契連モデルを採用		平成20年6月中央公 契連モデルに準拠		昭和61年6月中央公 契連モデルを採用		昭和61年6月中央公 契連モデルに準拠		算定式は非公表	
	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1
都道府県	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.1%	1 2.1%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	38 6.2%	31 5.0%	6 1.0%	6 1.0%	31 5.1%	28 4.6%	12 2.0%	8 1.3%	52 8.5%	51 8.3%
計	38 5.6%	31 4.5%	6 0.9%	6 0.9%	31 4.6%	28 4.1%	12 1.8%	8 1.2%	53 7.8%	52 7.6%

※ 低入札価格調査制度を採用していない発注機関を除く。

(3)－3最低制限価格の算定式について

	独自モデルを採用 平成21年4月中央公 契連モデル水準と 同等以上				独自モデルを採用 平成21年4月中央 公契連モデル水準 より低い		平成25年5月中央公 契連モデルを準用		平成25年5月中央公 契連モデルに準拠	
	H25. 9. 1	H26. 4. 1	うち平成 25年中央 公契連モ デル以上 の水準	うち平成 25年中央 公契連モ デル未満 の水準	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1
都道府県	15 34.9%	17 38.6%	16 36.4%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	10 23.3%	10 22.7%	10 23.3%	10 22.7%
指定都市	3 15.0%	3 15.0%	3 15.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 20.0%	4 20.0%	10 50.0%	11 55.0%
市区町村	148 10.8%	166 11.9%	84 6.0%	82 5.9%	97 7.1%	92 6.6%	232 16.9%	319 22.9%	70 5.1%	100 7.2%
計	166 11.5%	186 12.8%	103 7.1%	83 5.7%	97 6.7%	92 6.3%	246 17.1%	333 22.9%	90 6.3%	121 8.3%

	平成23年4月中央公 契連モデルを準用		平成23年4月中央公 契連モデルに準拠		平成21年4月中央公 契連モデルを準用		平成21年4月中央公 契連モデルに準拠	
	H25. 9. 1	H26. 4. 1						
都道府県	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.3%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	1 5.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%
市区町村	136 9.9%	79 5.7%	46 3.3%	23 1.7%	79 5.7%	61 4.4%	35 2.5%	28 2.0%
計	137 9.5%	79 5.4%	47 3.3%	24 1.7%	80 5.6%	62 4.3%	36 2.5%	28 1.9%

	平成20年6月中央公 契連モデルを準用		平成20年6月中央公 契連モデルに準拠		昭和61年6月中央公 契連モデルを準用		昭和61年6月中央公 契連モデルに準拠		算定式は非公表	
	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1						
都道府県	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 14.0%	6 13.6%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.0%	1 5.0%
市区町村	51 3.7%	45 3.2%	10 0.7%	10 0.7%	23 1.7%	20 1.4%	22 1.6%	20 1.4%	306 22.3%	302 21.7%
計	51 3.5%	45 3.1%	10 0.7%	10 0.7%	23 1.6%	20 1.4%	22 1.5%	20 1.4%	313 21.8%	309 21.3%

※ 最低制限価格制度を採用していない発注機関を除く。

(4) 予定価格等の公表時期について

予定価格等の事後公表(事前公表又は非公表との併用を含む。)については、都道府県では66.0%で増減なし、指定都市では80.0%で増減なし、市区町村では前回調査時の46.5%から今回47.3%に増加しています。

低入札価格調査基準価格の事後公表(事前公表又は非公表との併用を含む。)については、制度導入団体のうち、都道府県では85.1%で増減なし、指定都市では95.0%で増減なし、市区町村では前回調査時の57.4%から今回57.6%に増加しています。

最低制限価格の事後公表(事前公表又は非公表との併用を含む。)については、都道府県では前回調査時の81.4%から今回84.1%に増加、指定都市では95.0%で増減なし、市区町村では前回調査時の54.5%から今回55.5%に増加しています。

① 予定価格等の公表時期について

	事後公表		事前公表及び 事後公表の併用		事前公表		非公表	
	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1
都道府県	16 34.0%	15 31.9%	15 31.9%	16 34.0%	16 34.0%	16 34.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	7 35.0%	7 35.0%	9 45.0%	9 45.0%	4 20.0%	4 20.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	541 31.4%	550 31.9%	235 13.6%	241 14.0%	739 42.9%	723 42.0%	165 9.6%	166 9.6%
計	564 31.5%	572 32.0%	259 14.5%	266 14.9%	759 42.4%	743 41.5%	165 9.2%	166 9.3%

	非公表と 事後公表の併用		非公表と 事前公表の併用	
	H25.9.1	H26.4.1	H25.9.1	H26.4.1
都道府県	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	24 1.4%	23 1.3%	18 1.0%	19 1.1%
計	24 1.3%	23 1.3%	18 1.0%	19 1.1%

② 低入札価格調査基準価格の公表時期について

	事後公表		事後公表及び 事前公表を併用		事前公表		非公表	
	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1
都道府県	40 85.1%	40 85.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.3%	2 4.3%	5 10.6%	5 10.6%
指定都市	19 95.0%	19 95.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.0%	1 5.0%
市区町村	332 54.3%	334 54.3%	10 1.6%	11 1.8%	58 9.5%	59 9.6%	199 32.6%	199 32.4%
計	391 57.7%	393 57.6%	10 1.5%	11 1.6%	60 8.8%	61 8.9%	205 30.2%	205 30.1%

	原則非公表、 一部事後公表		原則非公表、 一部事前公表	
	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1
都道府県	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	9 1.5%	9 1.5%	3 0.5%	3 0.5%
計	9 1.3%	9 1.3%	3 0.4%	3 0.4%

※ 低入札価格調査制度を採用していない発注機関を除く。

③ 最低制限価格の公表時期について

	事後公表		事後公表及び 事前公表を併用		事前公表		非公表	
	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1
都道府県	35 81.4%	37 84.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.7%	2 4.5%	6 14.0%	5 11.4%
指定都市	18 90.0%	18 90.0%	1 5.0%	1 5.0%	1 5.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	684 49.7%	704 50.6%	39 2.8%	41 2.9%	181 13.2%	173 12.4%	439 31.9%	440 31.7%
計	737 51.3%	759 52.2%	40 2.8%	42 2.9%	184 12.8%	176 12.1%	445 30.9%	445 30.6%

	原則非公表、 一部事後公表		原則非公表、 一部事前公表	
	H25. 9. 1	H26. 4. 1	H25. 9. 1	H26. 4. 1
都道府県	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	27 2.0%	26 1.9%	5 0.4%	6 0.4%
計	27 1.9%	26 1.8%	5 0.3%	6 0.4%

※ 最低制限価格制度を採用していない発注機関を除く。